

引上げ分の地方消費税収の使途について（平成29年度当初予算）

田野畑村

地方消費税率改定（平成26年4月）に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその使途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	22,647	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	481,897	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の使途および財源内訳】

単位：千円

使途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉費	174,726	47,807	43,113	6	3,938	79,862
高齢者福祉費	144,951	11,400	259	1	6,264	127,027
児童福祉費	227,033	32,846	15,330	4,260	8,205	166,392
保健衛生費	69,207	30	892	1,971	3,117	63,197
公債費	8,894				418	8,476
共済費	15,001				705	14,296
合計	639,812	92,083	59,594	6,238	22,647	459,250
	特定・一般財源計	157,915			481,897	